

日行連発第 812 号  
令和 5 年 10 月 13 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
中央研修所  
所長 西村 誠

令和 5 年度特定行政書士法定研修に係る次年度への振替措置等について

日頃より本会中央研修所の研修事業にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。また本年度の特定行政書士法定研修について種々のご対応をいただき、重ねて御礼申し上げます。

特定行政書士法定研修の募集要項（月刊日本行政 4 月号、No.605）においては、自己都合による恣意的な受講辞退等とこれに伴う対応事務の膨大化を防止する観点から、申込後納入された受講料の返金及び次年度に振替えての受講は原則認めないこととしておりますが、本人に帰責事由がなく真にやむを得ないと認められる場合において、次年度への振替措置等を講じることとしています。

本年度も全講義を中央研修所研修サイト（ビデオ・オン・デマンドシステム）にて実施しており、各受講者は自身の都合に合わせて受講期間内に講義を受講すれば良いこととしておりましたので、当該受講期間中総じて受講が不能であった場合についてのみ本措置の対象として、審査することとします。

本措置については、日行連ホームページ会員サイト（連 con）に別紙文書を掲載することをもって会員向け告知とさせていただきますが、各单位会におかれましても、その周知にご協力をいただきますようお願い申し上げます。

また、従前は所属単位会を通じて申し出を行うこととしておりましたが、昨年度より、受講者から本会に直接申し出を行うよう一部手続きを変更しております。所属会員より貴会宛てに申し出があった際には、その旨ご案内いただきますようお願いいたします。

なお、貴会会員より申し出があった場合は、審査結果とともに通知いたしますので、あらかじめご承知おきください。

業務ご多端の折誠に恐縮ですが、引き続きご理解・ご協力を賜りますよう、何卒よろしく願いいたします。

以 上

別紙：特定行政書士法定研修の次年度振替措置等について